

患者様・ご家族様各位

**2019年10月1日 消費税増税に伴う金額変更のお知らせ**

いつもイムス三芳総合病院をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

2019年10月1日の消費税率改定により、消費税が8%から10%に引き上げられます。これに伴い、当院における室料差額代、おむつ代、診断書代等の保険外負担料金も10月より消費税10%として一部改定いたします。

尚、保険診療に係る費用に関しましても増税に伴い、厚生労働省による診療報酬改定が行われ、初診料、再診料など一部の診療報酬が変更となり、窓口でお支払頂く料金も変わります(診療報酬の改定については、厚生労働省のホームページをご覧ください)。

何卒ご理解を賜りますようお願いいたします。

イムス三芳総合病院